

# 中高生等の自習・居場所拠点の空間設計及び整備業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

中高生等の自習・居場所拠点の空間設計及び整備業務（以下「本業務」という。）

## 2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 履行場所

西京区総合庁舎西庁舎（別紙 図面参照）

## 4 業務の目的

京都市西京区役所西庁舎2階の空きスペース（約280㎡）において、中高生等の若者を主な対象とする、図書館サテライト機能を持つ自習・居場所拠点を整備することを目的とする。

具体的には、中高生等の若者が当該スペースを利用しやすいよう、以下の機能を備えることとする。

- (1) 自習スペースや休憩スペースを含む居場所・学習支援機能
- (2) 若者向けの参考書や文庫等を設置する図書館分館機能
- (3) グループワークやグループ学習等に使用できるコミュニティ機能

## 5 業務の内容

### (1) 空間整備のためのレイアウト案の策定

西庁舎2階の空きスペース（約280㎡）について、空間整備内容について提案し、京都市との調整を踏まえてレイアウト案を策定すること。整備内容については、以下の点を踏まえて提案すること。

ア 「4 業務の目的」に資するものとする。

イ 当該スペースは元執務室であり、オフィスフロアを含む壁や床、既存カウンター、パーテーション等の設備や什器が現存している。必要に応じて、これらの整備・活用・撤去等に係る工事を含むこと。

なお、費用算出のため、現地確認が必要な場合は、4月21日から4月28日（いずれも午前9時～午後5時）の期間、職員立会いのもと、視察を行うことができる。ただし、事前に西京区役所地域力推進室へ申し入れを行うこと。

ウ 当該スペースを、「自習ゾーン」、「対話・交流ゾーン」、「図書・くつろぎゾーン」を設けること。ただし、明確に区分する必要はない。

エ 本事業は「市内産木材の利用拡大に向けた調査・木の空間づくり事業」の予算を活用しており、壁や床、什器の選定には、「京都市建築物等における木材利用基本方針」を踏まえ、空間の木質化の視点を踏まえること。

また、使用する木材については、原則、「みやこ杉木」を利用すること。ただし、

「みやこ柚木」では安全面や仕様上に課題がある等の場合、事前に京都市と十分に協議を行い、使用する素材を決定するものとする。

オ 前項及び「4 事業の目的」を満たすことを要件に、既存設備のリサイクル活用など、費用抑制のための提案を盛り込むことを可とする。

## **(2) 内装、電気、設備工事の施工及び什器調達**

ア 策定した空間整備のレイアウト案に基づく内装、電気、設備工事を施工し、当該スペースに設置する什器を調達すること。

イ 夜間開設時の動線上の安全（西京区役所西庁舎東側の照明等）を確保するための措置を講じること。

ウ 各種工事及び什器搬出入に当たっては、日程、手法等を京都市と十分協議し、来庁者及び職員の安全に配慮すること。

エ 設置する什器等は、落下や衝突、転倒の危険がないよう配慮し、必要に応じて壁面固定、連結固定等の適切な防止策を講じること。必要な子部材（ビスや連結材等）は、契約金額内で調達すること。

オ 不要什器等が発生する場合には、引き取り・廃棄についても契約に含めること。

カ 当該スペースを利用するにあたって必要となる案内サイン等についても、京都市と協議のうえ製作し、西京区役所内において、適材適所設置すること。

## **(3) 施工後の図面の提供**

作成した図面は、電子データ（CAD及びPDF）により納品すること。

## **(4) 空間整備にあたっての「場づくり」等の取組の提案**

新たな空間創出の過程として、区民を対象とした「場づくり」のための取組を提案・運用すること。

（例：ニーズ把握や「場づくり」に関するワークショップ、什器作成のワークショップ等）

また、上記を踏まえ、段階的な施行とする提案も可とする。

（例：第一期工事（運用に必要最低限の工事）→「場づくり」のワークショップ→第二期工事等）

## **6 運営体制・進行管理**

(1) 受託者は、業務全体の統括及び京都市との調整窓口を担う統括担当の決定及び適正かつ確実な業務遂行体制を構築し、それらを業務担当者一覧として契約後7日以内に京都市に提出すること。

(2) 契約後、速やかにスケジュール等の詳細について協議すること。また、事業の進捗等について、適宜、報告・協議を行うこと。

## **7 委託金額の支払方法**

委託業務の終了後、受託者からの適法な支払請求書を受理したときから、30日以内に一括で支払うものとする。

## 8 特記事項

- (1) 本業務を開始するに当たっては、京都市と事前に十分な調整を行うこと。また、本仕様書のほか、関係法令等を順守すること。
- (2) 平日時間外及び土日祝日の作業を伴う場合は、京都市と事前に調整し、承諾を得ること。車両の駐車スペース及び資材等の保管場所が必要となる場合も同様とする。また、騒音や振動が発生する工事は京都市と事前に日程調整すること。
- (3) 設置作業に必要な電力及び水を使用したいときは、京都市と事前に協議し、承諾を得ること。
- (4) 受託者は、委託期間中及び委託期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、京都市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、京都市は再委託について承認しない。
- (6) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを京都市に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。
- (7) 設置物や什器等に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、京都市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって京都市に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 本仕様書に記載されている事項の他、京都市契約事務規則に基づくこと。
- (9) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書の内容に対する疑義が生じた場合は、京都市と受託者で協議の上決定する。